

実 技 試 験

☆☆☆解答にあたっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は40問、解答はすべて記述式です。
- ・ 解答は楷書、算用数字（1、2、3・・・）ではっきりと正しくご記入ください（誤字・脱字・略字は不可）。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとと思われる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号を記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 計算問題については、計算結果を解答として所定の欄に記入してください。その際、解答用紙に記載されている単位を使用し、漢字や小数点、上付き数字を使用しないでください。正しく記入されなかった場合、採点されませんのでご注意ください。
 - 〔例1〕 解答用紙に記載されている単位〈万円〉のとき
可の例 : 100万円、105万円
不可の例 : 1,000,000円、100.5万円、100.⁵万円
 - 〔例2〕 解答用紙に記載されている単位〈円〉のとき
可の例 : 1,000,000円、1,050,000円
不可の例 : 100万円、105万円、100万5,000円
- ・ 試験問題については、とくに指示のない限り、平成19年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。

【第1問】下記の（問1）、（問2）について解答しなさい。

問1

弁護士資格および税理士資格を有していないFPが行った業務に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、FPは顧客や公証人と利害関係はないものとする。

- （ア）顧客の任意後見人になるために、任意後見契約を交わす。
- （イ）顧客が遺言書を作成するに当たり、有償でその指導を行う。
- （ウ）顧客が公証役場で公正証書遺言を作成するに当たり、証人となる。
- （エ）顧客へのサービスの一環として、毎月無償で税務相談に応じる。

問2

「金融商品の販売等に関する法律（以下「金融商品販売法」という）」についての次の記述の空欄（ア）、（イ）に入る適切な語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

「金融商品販売法」は、金融商品の販売業者に対し、販売に当たって重要事項の説明を義務付けるとともに、重要事項の説明がなかったことによって損害が生じた場合、消費者は販売業者に損害賠償を求めることができると定めている。この法律の対象は幅広く、（ア）も対象としているが、（イ）は対象外である。

- 1. （ア）ゴルフ会員権 （イ）商品先物取引
- 2. （ア）外国為替証拠金取引 （イ）ゴルフ会員権
- 3. （ア）商品ファンド （イ）外国為替証拠金取引
- 4. （ア）商品先物取引 （イ）商品ファンド

【第2問】下記の（問3）～（問6）について解答しなさい。

問3

下記の外貨定期預金に10,000米ドルを預け入れた。預入時と満期時の為替レートが同じだった場合、円ベースでの税引後の実質利回り（%）はいくらになるか。なお、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこととし、計算結果については小数点以下第3位を四捨五入すること。

<資料>

- ・ 米ドル建て外貨定期預金 1年物、年利率 2.5%
- ・ 利息は満期時に支払われる
- ・ 預入時の為替レート（1米ドル当たり）
TTS：113円 TTB：111円

問4

A銘柄株式の終値を3,000円とした場合の配当利回りおよび配当金について、下表の空欄（ア）、（イ）に入る適切な数値を語群の中から選び、解答欄に記入しなさい。なお、計算結果について、（ア）配当利回り（%）については小数点以下第3位を四捨五入し、（イ）配当金については円未満を切り上げることとする。

	前期実績	今期予想
A銘柄の1株当たり配当金（円）	50	（イ）
A銘柄の配当利回り（%）	（ア）	2.33

<語群>

0.75 1.67 2.10 60 70 80

問5

金融政策に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句を何度選んでもよいこととする。

- ・（ア）が行う金融政策には、「公開市場操作」「支払準備率操作」などがある。
- ・「公開市場操作」のうち、買いオペレーションは、（ア）が民間銀行が保有する債券などを買い上げ、市中に現金を供給することによって、マネーサプライを（イ）させ、金利を（ウ）に誘導する効果がある。

<語群>

- | | | | | |
|--------|--------|---------|-------|-------|
| 1. 内閣府 | 2. 金融庁 | 3. 日本銀行 | 4. 増加 | 5. 減少 |
| 6. 高め | 7. 中位 | 8. 低め | | |

【第3問】下記の（問7）～（問10）について解答しなさい。

問7

個人が土地付き建物を売却したときの譲渡所得を求める計算式の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、特別控除については考慮しないこととする。

$$\text{譲渡所得} = \text{土地付き建物の売却価額} - \left(\boxed{\text{ア}} + \boxed{\text{イ}} \right)$$

$$\boxed{\text{ア}} = \text{土地の購入価額等} + \left(\text{建物の購入価額等} - \boxed{\text{ウ}} \right)$$

1. （ア）譲渡費用 （イ）取得費 （ウ）償却費相当額
2. （ア）取得費 （イ）譲渡費用 （ウ）償却費相当額
3. （ア）譲渡費用 （イ）償却費相当額 （ウ）取得費
4. （ア）取得費 （イ）償却費相当額 （ウ）譲渡費用

問8

下記＜資料＞の宅地について、路線価方式による普通借地権の相続税評価額を求めなさい。なお、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこととする。

＜資料＞

[奥行価格補正率]

奥行距離	補正率
20m	1.00
25m	0.99

[借地権割合]

記号	借地権割合
A	90%
B	80%
C	70%
D	60%
E	50%
F	40%
G	30%

問9

公的な土地評価に関する下表の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句を何度選んでもよいこととする。

	相続税路線価	固定資産税評価額	公示価格	基準地標準価格
評価の目的等	① 相続税、贈与税等課税のため ② 毎年評価替え (毎年1月1日時点)	① 固定資産税等課税のため ② (イ)に1度評価替え	① 一般の土地取引の指標 ② 公共事業の適正補償金の算定基準 ③ 毎年公示 (毎年1月1日時点)	① 国土利用計画法による土地取引の適正かつ円滑な実態 ② 一般の土地取引の指標 ③ 毎年公表 (毎年7月1日時点)
評価割合	公示価格の (ア)程度	公示価格の 7割程度	100%	100%
所管	各国税局	市町村	(ウ)	都道府県

<語群>				
1. 2年	2. 3年	3. 5年	4. 6割	5. 7割
6. 8割	7. 内閣府	8. 国土交通省	9. 法務省	

問10

平成20年5月に自己の居住用として、床面積180m²、固定資産税評価額1,800万円の住宅を新築により取得した場合、不動産取得税はいくらか。なお、不動産取得税の課税標準の特例の適用要件は満たしているものとする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこととする。

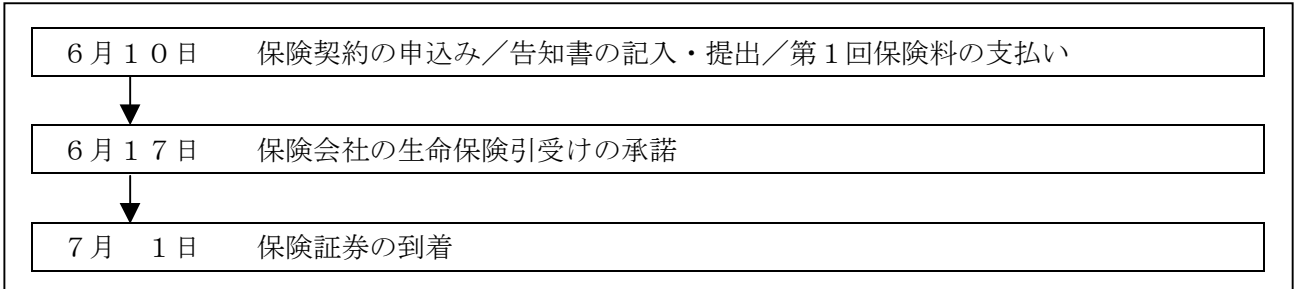
<資料>

[不動産取得税の標準税率]		
種類	標準税率	期間
住宅・住宅用地	3%	平成21年3月31日まで
商業地等の土地	3%	同上
店舗・事務所等	3.5%	平成20年3月31日まで
	4%	平成20年4月1日以降

【第4問】下記の（問11）～（問13）について解答しなさい。

問11

下記は、ガン保険（免責期間3ヵ月）の契約の流れを記したものである。この保険契約のガンについての保障が開始する日として正しいものは、次のうちどれか。なお、保険料の支払方法は月払いを選択するものとする。



1. 6月10日
2. 9月10日
3. 9月17日
4. 10月 1日

問 1 2

中嶋隆さんが加入している生命保険（下記＜資料＞）に関する次の（ア）～（ウ）の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。なお、（ア）～（ウ）の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。また、中嶋隆さんは、今までにこの契約からの保険金は受け取っていないものとする。

＜資料／保険証券＞

保険証券記号番号 ○○△△××□□	定期保険特約付終身保険		
保険契約者	中嶋 隆 様	保険契約者印	◇契約日（保険期間の始期） 1998年8月1日 （平成10年）
被保険者	中嶋 隆 様 契約年齢31歳 男性 1967年（昭和42年）7月8日生		◇主契約の保険期間 終身
受取人	(死亡保険金) 中嶋 陽子 様	(被保険者との続柄) 妻	◇主契約の保険料払込期間 30年払込満了 （2028年7月31日満了）
指定代理 請求人	中嶋 陽子 様		(特定疾病保険金) 被保険者 様
◆ご契約内容		◆お払込みいただく合計保険料	
終身保険金額（主契約保険金額）	200万円	毎回 14,227円／月	
定期保険特約保険金額	1,000万円	[保険料払込方法（回数）] 団体月払	
生活保障特約年金年額	200万円	◇特約の払込期間および保険期間 10年	
特定疾病保障定期保険特約保険金額	300万円	◇社員配当金支払方法 利息を付けて積立	
傷害特約保険金額 [本人型]	100万円		
災害入院特約 [本人型] 入院5日目から	日額 5,000円		
疾病入院特約 [本人型] 入院5日目から	日額 5,000円		
成人病入院特約 入院5日目から	日額 5,000円		
通院特約 [本人型] 5日以上入院	日額 3,000円		
リビングニーズ特約			
※生活保障特約の年金種類 10年確定年金			

- （ア）定期保険特約・生活保障特約は10年更新の特約で、中嶋隆さんが更新時にガンなどに罹患していた場合は、自動的に更新できない。
- （イ）中嶋隆さんがガンで入院した場合、本人にガン告知されていない場合は、指定代理請求人である中嶋陽子さんが、特定疾病保障定期保険特約保険金を請求することができる。
- （ウ）中嶋隆さんが現時点（40歳）で交通事故により即死した場合、一時金1,600万円と10年間に渡って年金200万円を受け取ることができる。

問 13

保険金額1,200万円の火災保険を付けた保険価額2,000万円の物件が、火災によって500万円の損害を受けた場合、支払われる損害保険金はいくらか。なお、解答に当たっては、下記<資料>の保険約款（抜粋）を参照することとし、また、解答用紙に記載されている単位に従うこととする。

<資料>

[住宅総合保険普通保険約款（抜粋）]

（損害保険金の支払額）

第4条 当社が損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。

2. 保険金額が保険価額の80%に相当する額以上のときは、当社は、保険金額を限度とし、損害の額を損害保険金として、支払います。
3. 保険金額が保険価額の80%に相当する額より低いときは、当社は、保険金額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額の80\%に相当する額}} = \text{損害保険金の額}$$

【第5問】下記の（問14）～（問17）について解答しなさい。

問14

会社員の平尾正昭さん（40歳）の平成19年分の下記データを基に、総所得金額を計算しなさい。
 なお、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこととする。

<平成19年分の収入および支出>

内容	金額
給与収入	7,000,000円
不動産収入	1,800,000円
不動産収入にかかわる必要経費	1,700,000円
ゴルフ会員権の譲渡損失	▲500,000円

（注）不動産所得については、ワンルームマンション1室を貸し付けており、青色申告特別控除10万円の適用を受けるものとする。

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円 以下		65万円
162.5万円 超	180万円 以下	収入金額×40%
180万円 超	360万円 以下	収入金額×30%+ 18万円
360万円 超	660万円 以下	収入金額×20%+ 54万円
660万円 超	1,000万円 以下	収入金額×10%+ 120万円
1,000万円 超		収入金額× 5%+ 170万円

問 15

青色申告承認申請書の提出期限に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 昨年以前より継続して行っている事業の所得について、今年から青色申告書による申告をする場合には、原則として今年の3月15日までに提出しなければならない。
2. 被相続人の事業を承継した場合でも、相続人が青色申告書による申告をする場合には、一定の期間内に提出しなければならない。
3. その年の1月16日以後、新たに事業を開始した場合には、その事業開始の日から2ヵ月以内に提出しなければならない。
4. 提出期限が土・日曜日・祝日等に当たる場合であっても、その土・日曜日・祝日等に当たる日までに提出しなければならない。

問 16

納税者本人と配偶者の所得に関する所得税法上の取扱いについて、下表の空欄（ア）～（ウ）について、適用を受けられる場合は○、適用を受けられない場合は×を解答欄に記入しなさい。

<配偶者の収入が給与収入のみの場合>

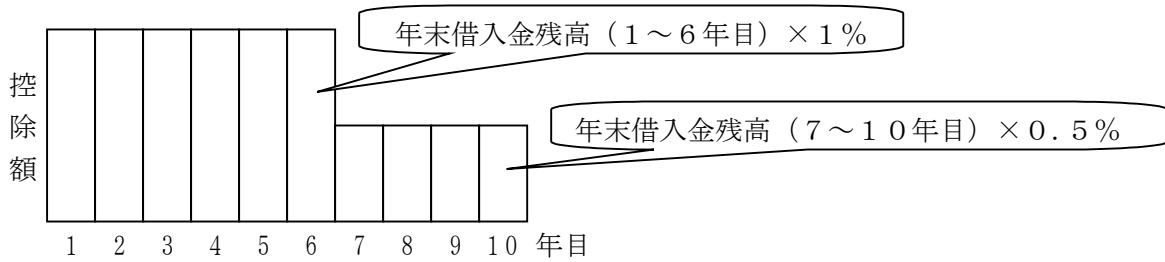
本人の平成19年分の 合計所得金額	配偶者の平成19年分の 合計所得金額	配偶者 控除	配偶者 特別控除
1,000万円超	76万円以上	×	×
	38万円超76万円未満	×	×
	38万円以下	(ア)	×
1,000万円以下	76万円以上	×	×
	38万円超76万円未満	(イ)	○
	38万円以下	○	(ウ)

問 17

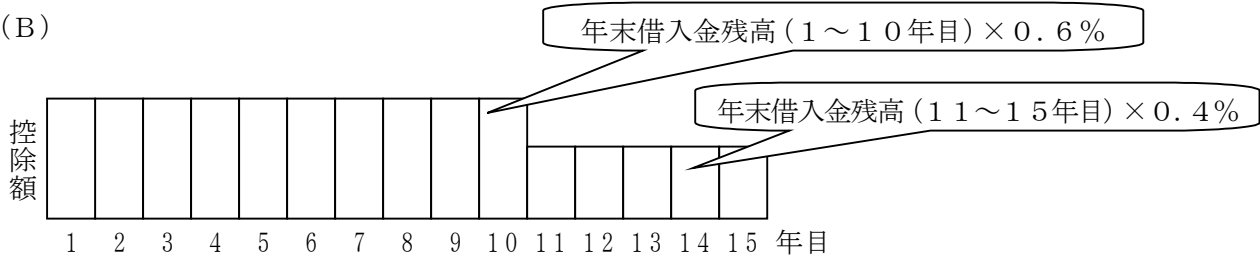
平成20年居住開始分の住宅借入金等特別控除に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

税源移譲に伴う住宅ローン減税効果確保のための特例措置は、下図（A）（B）のうち（ア）の方である。（A）（B）共に対象となるローン残高の最高額は2,000万円のため、控除額の最高累計額は（イ）。なお、サラリーマンの場合、控除の初年度には（ウ）。

（A）



（B）

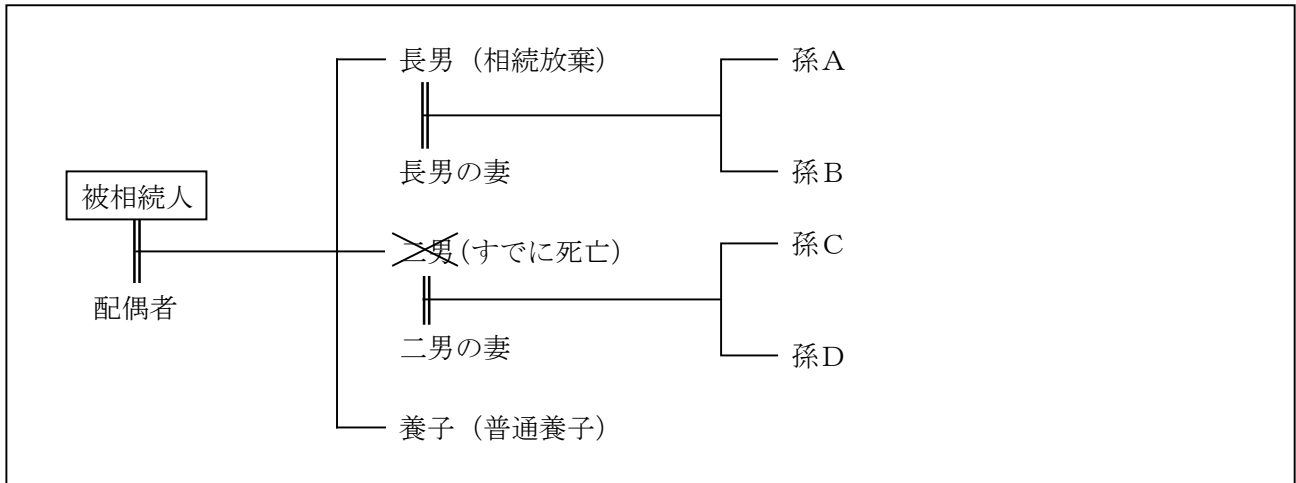


- | | | |
|----------|-------------------|-----------------------|
| 1. (ア) B | (イ) Aの方が大きくなる | (ウ) 年末調整で適用を受けることができる |
| 2. (ア) A | (イ) Bの方が大きくなる | (ウ) 確定申告を要する |
| 3. (ア) B | (イ) AとB、いずれも同額になる | (ウ) 確定申告を要する |
| 4. (ア) A | (イ) AとB、いずれも同額になる | (ウ) 年末調整で適用を受けることができる |

【第6問】下記の（問18）～（問20）について解答しなさい。

問18

下記の親族関係図の場合において、民法の規定に基づく相続人および相続税法上の遺産に係る基礎控除額についての組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、長男は被相続人の死亡に係る相続について、家庭裁判所に申述し適法に放棄しているものとする。



- | | |
|---------------------------|-----------------|
| 1. 相続人は配偶者、養子 | 基礎控除額は7,000万円 |
| 2. 相続人は配偶者、孫A、孫B、孫C、孫D、養子 | 基礎控除額は1億1,000万円 |
| 3. 相続人は配偶者、孫C、孫D | 基礎控除額は8,000万円 |
| 4. 相続人は配偶者、孫C、孫D、養子 | 基礎控除額は1億円 |

問 19

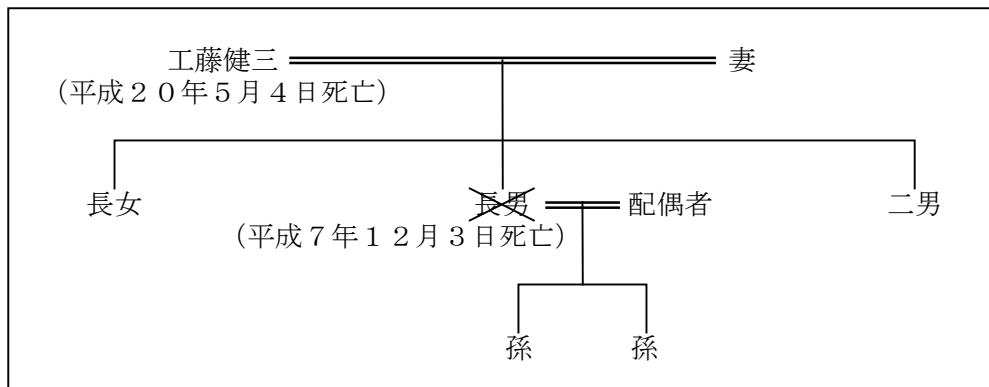
下記の工藤健三さんの相続事例において、課税価格の合計額を計算し、その答えを解答欄に記入しなさい。なお、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこととする。

- ・ 課税価格の合計を出すための財産の相続税評価額

土地	: 2,500万円 (小規模宅地等の減額の特例適用後)
建物	: 2,000万円
預貯金	: 2,000万円
投資信託	: 2,000万円
死亡保険金	: 2,000万円 (受取人=妻)
死亡退職金	: 1,500万円 (受取人=妻)
債務および葬式費用	: 500万円

なお、相続時精算課税制度を選択した相続人はいないものとし、死亡前3年以内の贈与はないものとする。また、相続の放棄をした者もない。

- ・ 親族関係図は以下のとおり



問 20

宮本さんは、父親が平成20年1月24日に死亡し、相続により東証1部に上場しているHK社(定年まで父が勤めていた会社)の株式を取得した。この株式の相続税評価額を計算する際に用いる価額として、最も適切なものはどれか。

1. 平成20年 1月24日の終値 324,000円
2. 平成20年 1月の毎日の終値の月平均額 328,000円
3. 平成19年12月の毎日の終値の月平均額 320,000円
4. 平成19年11月の毎日の終値の月平均額 325,000円

【第7問】下記の（問21）～（問23）について解答しなさい。

＜景山家の家族データ＞

氏名	続柄	生年月日	備考
景山 仁	本人	昭和52年 5月24日	会社員
葉子	妻	昭和52年 8月31日	専業主婦
光理	長女	平成16年12月 8日	幼稚園児
貴俊	長男	平成20年 3月17日	

＜景山家のライフイベント＞

<ul style="list-style-type: none"> 車の買替え (7年ごと) 葉子さん復職 (平成21年) 住宅取得 (平成28年1月) 仁さん独立開業 (平成35年) 子どもの進学スケジュール 光理：小学校（公立）－中学校（公立）－高校（公立）－大学（私立・文系） 貴俊：小学校（公立）－中学校（公立）－高校（公立）－大学（私立・理系） ※いずれの子どもも順調に進学するものとする。
--

＜景山家のキャッシュフロー表＞

(単位：万円)

経過年数		現在	1年後	2年後	3年後	4年後	...	14年後	15年後	16年後	
西暦(年)		2008	2009	2010	2011	2012	...	2022	2023	2024	
平成(年)		20	21	22	23	24	...	34	35	36	
家族構成 年齢	景山 仁 本人	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	...	45歳	46歳	47歳	
	葉子 妻	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	...	45歳	46歳	47歳	
	光理 長女	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	...	18歳	19歳	20歳	
	貴俊 長男	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	...	14歳	15歳	16歳	
ライフイベント			葉子さん 復職		光理さん 小学校入学	車の 買替え	...		(ア)		
収入	給与・事業収入(本人)	1%(給与)	520	525	530	536	541	...	598	0	200
	給与収入(妻)	1%	0	380	384	388	392	...	432	437	441
	収入合計	—	520	905	914	924	933	...	1,030	437	641
支出	基本生活費	2%	320	(イ)	380	388	396	...	483	492	502
	住居費	—	120	120	120	120	...	170	170	170	
	教育費	3%						...			
	保険料	—	36	36	36	36	...	47	70	70	
	一時的支出	1%					270	...	200		
	その他支出	1%	20	20	20	21	21	...	23	23	23
	支出合計	—	550	659	670	653	923	...	807	1,165	925
年間収支	—	▲30	246	244	271	10	...	223	▲728	▲284	
預貯金等残高	1%	320	569	(ウ)	1,098	1,119	...	1,817	1,107	834	

※家族の年齢は、各年12月31日現在のものとし、平成20年を基準年とする。

※記載されている数値は正しいものとする。

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。

問 2 1

景山家のデータを転記したキャッシュフロー表のうち、「ライフイベント」の空欄（ア）に、あてはまらないものはどれか。

1. 仁さん独立開業
2. 車の買替え
3. 貴俊さん高校入学
4. 光理さん大学入学

問 2 2

平成20年の景山家の基本生活費は年間320万円だが、平成21年からは葉子さんが復職するに当たり、基本生活費が366万円（平成20年における現在価値）に増える予定である。キャッシュフロー表内の基本生活費の変動率2%を物価上昇率とした場合、キャッシュフロー表の空欄（イ）に入る数値を計算しなさい。なお、計算結果については万円未満を四捨五入し、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこととする。

問 2 3

景山家のキャッシュフロー表の空欄（ウ）に入る数値を計算しなさい。なお、計算に当たっては、キャッシュフロー表中に記載の整数を使用し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこととする。

【第8問】下記の（問24）～（問26）について解答しなさい。

<設例>

五十嵐さんは、45歳になるのを機に、老後の生活資金の計画を立てることにした。下記の係数早見表を使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこととする。また、計算結果については円未満を四捨五入し、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこととする。

<係数早見表（年利3.0%）>

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.030	0.9709	1.00000	1.03000	1.000	0.971
2年	1.061	0.9426	0.49261	0.52261	2.030	1.913
3年	1.093	0.9151	0.32353	0.35353	3.091	2.829
4年	1.126	0.8885	0.23903	0.26903	4.184	3.717
5年	1.159	0.8626	0.18835	0.21835	5.309	4.580
6年	1.194	0.8375	0.15460	0.18460	6.468	5.417
7年	1.230	0.8131	0.13051	0.16051	7.662	6.230
8年	1.267	0.7894	0.11246	0.14246	8.892	7.020
9年	1.305	0.7664	0.09843	0.12843	10.159	7.786
10年	1.344	0.7441	0.08723	0.11723	11.464	8.530
15年	1.558	0.6419	0.05377	0.08377	18.599	11.938
20年	1.806	0.5537	0.03722	0.06722	26.870	14.877
25年	2.094	0.4776	0.02743	0.05743	36.459	17.413
30年	2.427	0.4120	0.02102	0.05102	47.575	19.600

問 2 4

五十嵐さんは、現在の金融資産のうちの一部を老後の生活資金として振り分け、20年後に800万円にしたいと考えている。年利3.0%の複利運用ができるとすると、現在いくらを老後の準備資金として運用すればよいか。

問 2 5

五十嵐さんは、これから毎年末に1回ずつ積み立てて、15年後に600万円にしたいと考えている。その間、年利3.0%で複利運用するとした場合、いくらずつ積み立てればよいか。

問 2 6

五十嵐さんは66歳からの20年間、それまで準備してきた資金から毎年末に100万円ずつを取り崩していきたいと考えている。年利3.0%で複利運用するとした場合、65歳の時点でいくら資金があればよいか。

【第9問】下記の（問27）～（問33）について解答しなさい。

<設例>

池谷浩一さんは、民間企業に勤務する会社員である。浩一さんと妻の由美さんは、今後の資産形成や家計の見直しについて、FPで税理士でもある山田さんに相談をした。なお、下記のデータはいずれも平成20年4月1日現在のものである。

<家族構成>

氏名	続柄	生年月日	年齢	職業
池谷 浩一	本人	昭和35年 9月10日	47歳	会社員
由美	妻	昭和38年 6月13日	44歳	専業主婦
愛子	長女	平成 3年 4月20日	16歳	高校2年生
拓也	長男	平成 5年12月 5日	14歳	中学3年生

<金融資産（時価）>

浩一さん名義：銀行預金（普通預金） 400万円
銀行預金（定期預金） 200万円
一般財形貯蓄（金銭信託） 100万円
由美さん名義：銀行預金（定期預金） 300万円

<住宅ローン>

債務者：浩一さん
借入先：住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）
借入時期：平成10年
借入金額：2,500万円
返済方法：元金均等返済
金利：固定金利（当初10年間・年2.00%、11年目以降・年4.00%）
返済期間：25年

<収入金額（平成19年）>

浩一さん：給与収入1,000万円
浩一さんに給与収入以外の収入はない。
由美さん：なし

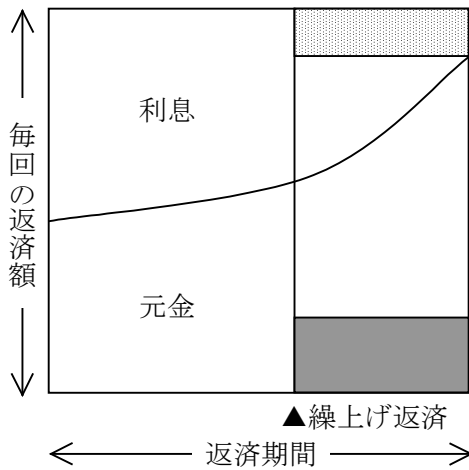
<浩一さんの退職>

退職予定日：平成23年9月末日
退職金予定額：2,000万円
退職後の予定就職先：現在の勤務先の子会社

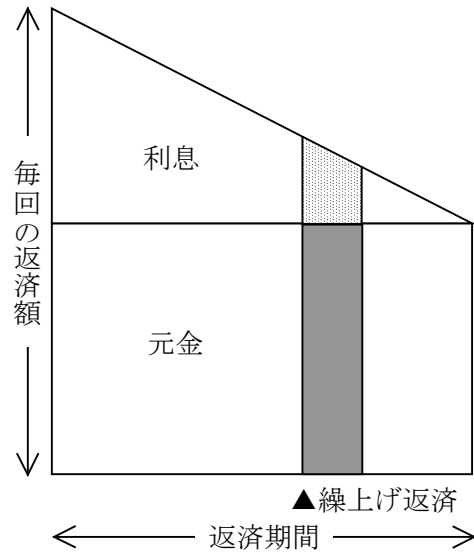
問27

F Pの山田さんは、住宅ローンの繰上げ返済について浩一さんから質問を受け、イメージ図を使ってその仕組みを説明した。浩一さんの住宅ローンを「返済額軽減型」で繰上げ返済をした場合のイメージ図として、最も適切なものはどれか。なお、下記のイメージ図は11年目以降の段階金利を考慮していない。また、繰上げ返済は元金分に充当するものとし、図の網かけ部分（■、▨）は繰上げ返済する元金部分または軽減される利息を表示している。

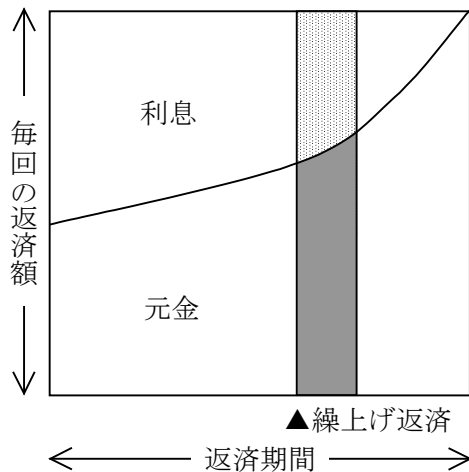
1.



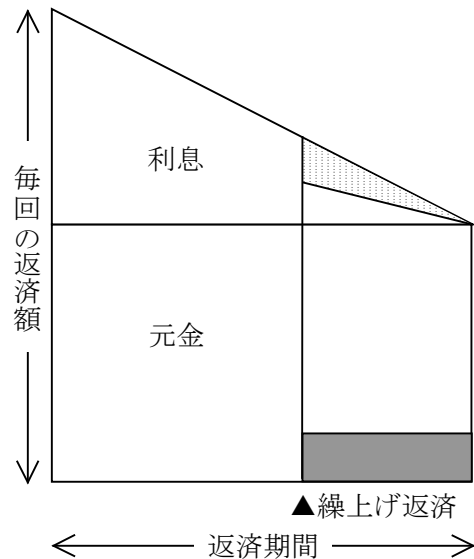
2.



3.



4.



問 28

浩一さんは、長女の愛子さんが大学への進学を希望していることから、「財形教育融資」の利用に関心をもっている。浩一さんが利用できる「財形教育融資」の融資限度額はいくらか。ただし、浩一さんの勤務先は変わらず、財形貯蓄残高は設例の金額と変わらないものとする。なお、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこととする。

問 29

浩一さんは、地震保険料控除について、FPの山田さんに相談をした。下記の<資料>は、浩一さんが契約している「火災保険・地震保険料控除証明書」の抜粋である。この<資料>に基づき、平成20年分の所得税における地震保険料控除の控除額として、正しいものはどれか。なお、浩一さんが地震保険料控除の対象にできる損害保険契約等は、この地震保険だけである。

<資料>

ご契約者氏名	イケタニ コウイチ 様	
証券番号	9833303588-0	
保険種類	ジュウタク ソウゴウ 保険	付帯地震保険
払込方法	イチジ バライ	イチジ バライ
契約始期日	平成18年11月15日	平成18年11月15日
保険期間	3 年間	3 年間
保険の目的と保険金額	建物 39,900 千円 家財 15,100 千円 その他 千円	建物 19,950 千円 家財 7,550 千円 その他 千円
控除対象保険料(年間)	***** (控除対象外)	80,753円
その他	—	上記保険料は所得税法第七十七条第一項に規定する地震保険料に該当するものです。

1. 3,000円
2. 15,000円
3. 50,000円
4. 80,753円

問30

浩一さんが受け取る予定の退職金に対する所得税額として、正しいものはどれか。退職時の浩一さんの勤続年数は26年6ヵ月とする。なお、税額の計算に際しては、退職所得から差し引く所得控除はないものとし（所得控除はすべて総合課税となる所得から差し引かれるものとする）、税額控除、設例および本問に記載のないデータ、情報等については考慮しないこと。

<所得税の速算表>

退職所得の金額 (A)	税率 (B)	控除額 (C)	計算式
195万円以下	5%	—	(A) に対する税額 = (A) × (B) - (C)
195万円超 330万円以下	10%	97,500円	
330万円超 695万円以下	20%	427,500円	
695万円超 900万円以下	23%	636,000円	
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円	
1,800万円超	40%	2,796,000円	

1. 282,500円
2. 492,500円
3. 997,000円
4. 1,500,000円

問31

由美さんは専業主婦であるため、浩一さんが、万一死亡した場合の生活が不安である。そこでFPの山田さんに、公的年金の遺族給付について相談をした。仮に浩一さんが48歳で死亡した場合、浩一さんの死亡時点において由美さんが受給できる公的年金の遺族給付の額として、正しいものはどれか。なお、浩一さんの死亡に基づく遺族厚生年金の年金額は48万円であるものとし、その他の遺族給付の額については下記のとおりであるものとする。また、浩一さんは、大学卒業後の23歳から死亡時まで厚生年金保険に加入しているものとする。

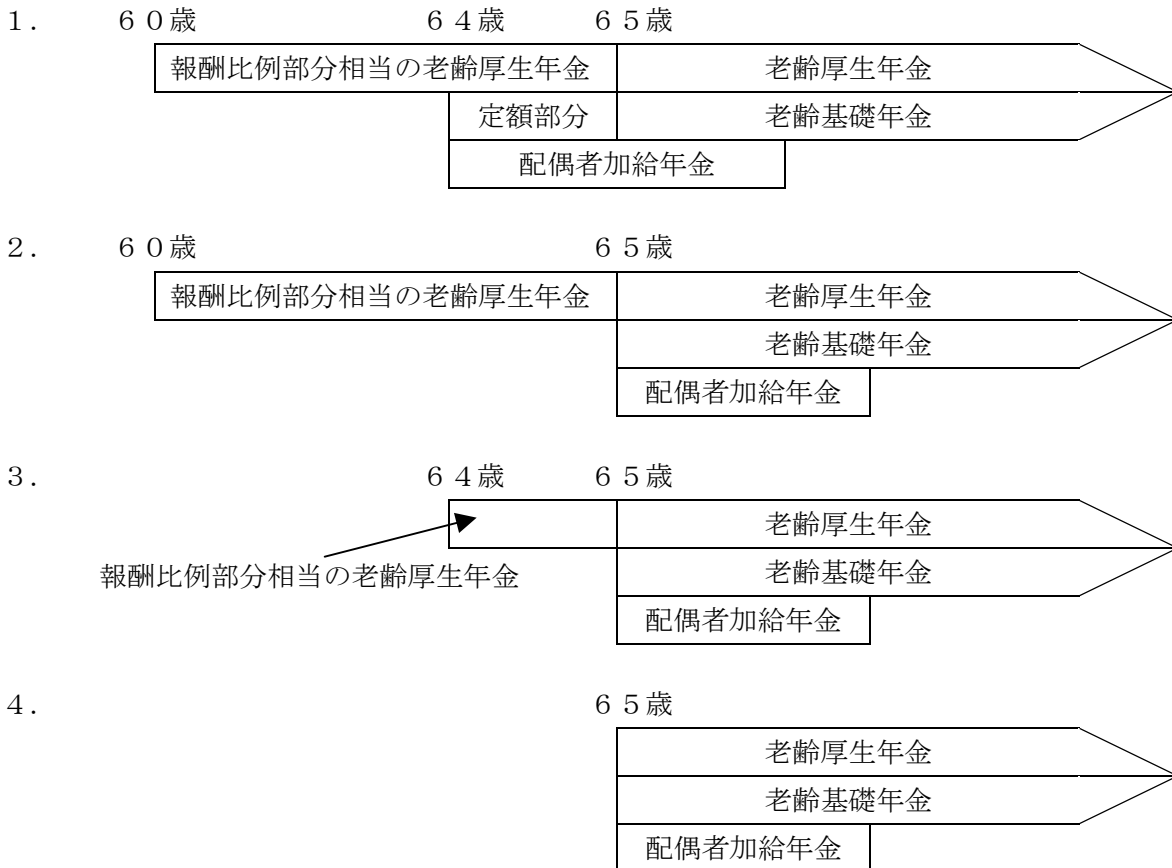
<その他の遺族給付の額>

遺族基礎年金額		792,100円
遺族基礎年金の子の加算額 (1人当たり)	第1子・第2子	227,900円
	第3子以降	75,900円
遺族厚生年金の中高齢寡婦加算額		594,200円

1. 480,000円
2. 1,074,200円
3. 1,500,000円
4. 1,727,900円

問32

浩一さんは老後、いつからどのような老齢年金をもらえるのか、FPの山田さんに質問をした。山田さんが説明した、浩一さんが将来もらえる老齢年金についての下記の図のうち、正しいものはどれか。なお、浩一さんは大学卒業後に入社して以来、継続して現在の会社に勤務している。また、妻の由美さんは短大を卒業後、昭和63年10月に結婚するまでは国民年金に加入し、結婚後は第3号被保険者の届け出をしており、今後もこの状況が続くものとする。



<資料>

生年月日	老齢基礎の資格期間					老齢基礎年金		老齢厚生年金								遺族厚年 経過的 寡婦 加算額 (年額) (円)	
	厚年共 済を合 わせた 期間	厚年の 中高齢 の特例 期間	国民年 金と合 わせた 期間	加入 可能 年数	振替 加算額 (年額) (円)	男子の支給 開始年齢		女子の支給 開始年齢		定額 上限 月数	定額 単価 乗率	報酬比例部分の乗率 1000分の					配偶者 加給 年金額 (年額) (円)
						報酬 部分	定額 部分	報酬 部分	定額 部分			旧乗率	新乗率	旧乗率	新乗率		
S30.4.2~S31.4.1	24年	—	25年	40年	51,700	62歳	—	60歳	—	480	1.000	7.50	7.125	5.769	5.481	396,000	19,900
S31.4.2~S32.4.1	25年	—	—	—	45,600	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
S32.4.2~S33.4.1	—	—	—	—	39,400	63歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
S33.4.2~S34.4.1	—	—	—	—	33,500	—	—	61歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—
S34.4.2~S35.4.1	—	—	—	—	27,300	64歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
S35.4.2~S36.4.1	—	—	—	—	21,200	—	—	62歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—
S36.4.2~S37.4.1	—	—	—	—	15,300	65歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
S37.4.2~S38.4.1	—	—	—	—	15,300	—	—	63歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—
S38.4.2~S39.4.1	—	—	—	—	15,300	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
S39.4.2~S40.4.1	—	—	—	—	15,300	—	—	64歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—

問 3 3

浩一さんは、自分の介護保険料と由美さんの介護保険料についてFPの山田さんに質問をした。山田さんが説明した次の（ア）～（ウ）の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）浩一さんの介護保険料は、健康保険料と一緒に毎月の給与から徴収され、賞与からは徴収されない。
- （イ）由美さんは、浩一さんの健康保険の被扶養者なので、自分で介護保険料を負担しなくてよい。
- （ウ）浩一さんの介護保険料は、原則として労使折半負担となる。

【第10問】下記の（問34）～（問40）について解答しなさい。

<設例>

株式会社高岡商店の経営者である高岡直人さんは、今般、事業の承継や夫婦の老後のことなどに関して、FPで税理士でもある大門さんに相談をした。なお、下記のデータはいずれも平成20年4月1日現在のものである。

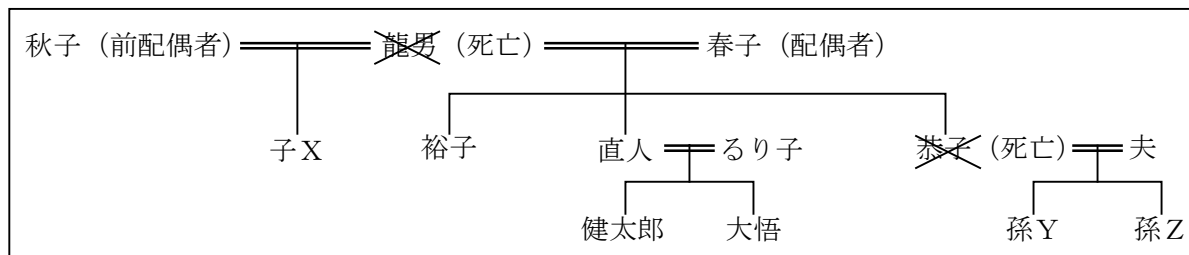
I. 家族構成

氏名	続柄	生年月日	年齢	職業	備考
高岡 直人	本人	昭和25年 8月18日	57歳	会社役員	
るり子	妻	昭和24年 7月25日	58歳	専業主婦	同居
健太郎	長男	昭和55年10月 9日	27歳	会社員	同居
大悟	二男	昭和58年 9月18日	24歳	会社員	同居
春子	母	昭和 2年12月15日	80歳	会社役員	別居

注1：高岡春子さんは高岡直人さんの母親である。また、父親の龍男さんは2ヵ月ほど前にガンで死亡している。なお、龍男さんの遺産はまだ分割されていない。

II. 龍男さん・春子さん夫婦を中心にした高岡家の親族関係図

<親族関係図>



注2：上記親族関係図中、死亡と表記のある者以外はすべて生存している。

III. 高岡家の財務データ

<保有財産（時価）>

（単位：万円）

	直人さん	るり子さん
金融資産		
預貯金等	3,500	1,200
外貨預金（注4）	各自計算のこと	0
上場株式	300	400
生命保険（解約返戻金相当額）	650	0
不動産		
土地（自宅敷地）	3,600	0
家屋（自宅）	1,200	0
その他		
貸付金（注5）	1,140	0
動産等	270	180

注3：高岡家の財務データには、龍男さんからの相続財産は含まれていない。

注4：外貨預金は50,000米ドルの定期預金である（1米ドル＝110円で換算のこと）。

注5：貸付金は、株式会社高岡商店に対する貸付金である。

<負債残高>

住宅ローン：980万円（債務者は直人さん。団体信用生命保険付き）。その他の負債はなし。

<生命保険>

詳細については省略

IV. 株式会社高岡商店（非上場会社）のデータ

<事業内容>

物品販売業

<株主、役員等>

資本金：1,000万円（発行済み株式数：200,000株）

株主：全株式とも高岡龍男名義のままである（まだ遺産分割がなされていない）

役員：高岡直人（社長）、高岡春子（専務）、他1名（同族関係者ではない）

<損益計算書（平成19年4月～20年3月）> [一部抜粋]

売上高	9,526万円
売上原価	5,048万円
販売費および一般管理費	3,312万円
営業外収益	14万円
営業外費用	48万円
特別損失	198万円

注6：売上高は全額消費税法上の課税売上に該当するものである（他に課税売上はない）。

V. その他

上記以外の情報については、各設問において特に指示のない限り一切考慮しないこと。

問34

F Pの大門さんは、まず高岡家のバランスシート分析を行うことにした。下表を参考に、平成20年4月1日時点における高岡家の純資産額（ア）を計算しなさい。なお、龍男さんの遺産および春子さんの所有財産については考慮する必要はない。

[高岡家のバランスシート]

(単位：万円)

＜資産＞		＜負債＞	
金融資産		住宅ローン	×××
預貯金等	×××		
外貨預金	×××	負債合計	×××
上場株式	×××		
生命保険	×××		
不動産	×××	＜純資産＞	(ア)
その他の資産	×××		
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

問35

株式会社高岡商店の消費税等（地方消費税を含む。以下、本問において同じ）に関するF Pの大門さんが説明した次の記述の空欄（ア）、（イ）に入る適切な数値や語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、問題作成の都合上、一部空欄（***）にしている。

「簡易課税制度とは、基準期間の課税売上高が（ア）以下である事業者で、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を事前に提出している者は、控除される課税仕入の税額を、課税売上高に対する税額の一定割合として計算することができるという特例です。株式会社高岡商店の場合、平成20年3月期を基準期間とする課税期間（事業年度）は（イ）ですので、（イ）には簡易課税制度の適用を（***）。」

＜語群＞

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. 3,000万円 | 2. 5,000万円 | 3. 1億円 |
| 4. 平成21年3月期 | 5. 平成22年3月期 | 6. 平成23年3月期 |

問36

株式会社高岡商店の平成20年3月期の経常利益を計算しなさい。なお、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこととする。

問37

株式会社高岡商店は、会長であった龍男さんの死亡により、生命保険（終身保険）の死亡保険金を生命保険会社から受け取った。下記の＜資料＞に基づき、この死亡保険金の税務に関するFPの大門さんの説明のうち、最も適切なものはどれか。

＜資料＞

[保険契約の内容等]

契約者 : 株式会社高岡商店

被保険者 : 高岡龍男

保険金受取人 : 株式会社高岡商店

死亡保険金 : 2,000万円

払込保険料総額 : 1,550万円（保険料積立金として全額資産計上されている）

（注）契約者配当金、契約者貸付金等はない。

1. 受け取った死亡保険金のうち、「500万円×法定相続人の数」という算式で計算される金額までは非課税となるので、このケースでは全額が非課税になる。
2. 受け取った死亡保険金と資産計上されている保険料積立金の差額である450万円が雑収入になり、法人税の課税対象となる。
3. 「 $(2,000万円 - 1,550万円 - 50万円) \div 2$ 」という算式で計算される200万円が雑収入になり、法人税の課税対象となる。
4. 受け取った死亡保険金2,000万円の全額が雑収入になり、法人税の課税対象となる。

問38

直人さんは、新しい事業を行うために、株式会社高岡商店とは別の法人を新たに設立する予定である。新会社の設立に関する直人さんの考えは下記のとおりである。これに対するFPの大門さんの説明のうち、誤っているものはどれか。なお、新たに設立する法人は、会社法上の「株式譲渡制限会社（株式に譲渡制限を付けている会社）」で、かつ、「中小会社」に該当する株式会社である。

<直人さんの考え>

「会社の設立に際して、まず、資金的な負担を軽減したいので、資本金は50万円にするつもりです。また、登記費用を安くするために、会社の定款の作成を省略するつもりです。それから、設立後の運営についてもできる限り簡便にしたいので、取締役は私1人とし、監査役も置かないことにしたいと思います。」

1. 新会社の資本金を50万円とすることは可能です。
2. 新会社の定款の作成を省略することは可能です。
3. 新会社の取締役を直人さん1人とすることは可能です。
4. 新会社に監査役を置かないこととするのは可能です。

問39

直人さんの会社で、約5年間働いていた従業員が来月末で退職することになり、健康保険の任意継続被保険者になることを希望している。直人さんは、任意継続の手続き等について、FPの大門さんに相談をした。大門さんが説明した次の記述の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句を何度選んでもよいこととする。また、直人さんの会社は政府管掌健康保険の適用事業所である。

任意継続被保険者とは、継続して（ア）以上健康保険の被保険者であった者が、被保険者資格を喪失（退職）した後も引続き（イ）は、個人で健康保険の被保険者になることができるという制度である。任意継続被保険者になるには、資格喪失日から（ウ）以内に申請しなければならない。

<語群>

1ヵ月	2ヵ月	6ヵ月	1年間	2年間	3年間
14日	20日				

問40

二男の大悟さんは、20歳以降の学生であった期間は、国民年金保険料について学生の納付特例制度を利用していた。直人さんは学生の納付特例制度とはどのようなものなのか、FPの大門さんに確認をした。大門さんが説明した次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 学生本人の前年の所得が一定以下であれば、同居する家族の所得は問われない。
2. 学生の納付特例を受けた月分は10年目の同月末までであれば、追納ができる。
3. 学生の納付特例を受け、追納をしなかった月分については保険料免除期間となり、この期間の老齢基礎年金は、保険料納付済期間の3分の1の年金額となる。
4. 学生の納付特例の承認期間は、特例申請月の直前の4月から翌年3月までで、毎年の申請が必要である。